

経 済 産 業 省

20210913電委第1号
令和3年9月15日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について

平成28年1月に制定された「電力の小売営業に関する指針」(以下「本指針」といいます。)に関しては、電気料金が高騰するリスクもある市場連動型料金メニューのメリット・デメリット等について、需要家が十分に理解をしたうえで選択することが重要であることから、契約前の説明や契約後の情報提供の在り方について、見直しを行う必要があります。

ついでには、電力の適正な取引の確保を図るため、本指針につき別添の事項の改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

電力の小売営業に関する指針 改定事項

- メリットしか説明しないような誤解を招く説明は、「問題となる行為」であることの明確化を行う。
- 過去の市場高騰例などを示して高騰リスクについてわかりやすく説明することを「望ましい行為」として記載する。
- 翌日の電気料金単価を需要家が確認できる仕組みを導入するなど、電気料金に関する情報提供の充実を「望ましい行為」として記載する。